



FC みなと-GRAW

SOCCEER SCHOOL

FC みなと-GRAW サッカースクール規約

第1条 [名称及び所在地]

本スクールは名称を「FC みなと-GRAW サッカースクール」（以下、本スクール）と称し、事務局を「神戸市兵庫区御崎町2-4-5-306」におく。

第2条 [目的]

本スクールの会員に対して「夢と目標に向かって日々を充実したものにする楽しみ」と「スポーツを通して社会に貢献するよろこび」を持てる心の成長を促し、それを支える健全な心身の育成に努める。

第3条 [入会資格]

入会できる者は下記の各号に掲げる要件に適合する者とする。

- (1) 本人及び保護者が本スクールの主旨に賛同し、本規約その他、本スクールの諸規則を遵守する者。
- (2) スポーツを行うに適した健康状態である者。
- (3) 本スクールが入団に適すると認めた者。

第4条 [入会手続き]

入会希望者は、入会申込書に必要事項を記入・保護者の同意・署名捺印の上、本スクールに提出する。

第5条 [入会金及び会費]

入会金および年会費・月会費は、別途定める規定に準じて納入するものとする。尚、一旦納入した上記のものは、入会不許可の場合を除いて、理由の如何を問わず返還しないものとする。

第6条 [休会]

休会とは、怪我もしくはやむを得ない事由により1ヶ月以上休む場合とする。休会時の月会費は発生しないが、休会開始が月途中の場合、その月会費は全額納入しなければならない。但し、本スクールがやむを得ない事由に基づくものと認めた場合はその限りではない。

第7条 [退会]

退会を希望するスクール生は、退会希望月の前月15日までに所定の方法によりその旨を届け出なければならない。

第8条 [モラル・禁止事項]

- (1) スクール生は、秩序・風紀を守り、フェアプレー精神をモットーとし、ほかのスクール生とともにサッカーを楽しめるよう努めること。
- (2) 「F C みなど-G R A W サッカースクール規約」及び当スクールの定める諸規則を遵守すること。

第9条 [除名]

本スクールは、本規約に違反したりスクール生としてふさわしくないと判断した者を、退会させることができる。

第10条 [保険]

本スクール会員は「スポーツ安全保険」に加入する。手続きは本スクールが行い、加入料は年会費に含まれる。本スクール活動中及び移動に際する事故等に対しての補償は加入する保険約定の通りとする。事故等があった場合、本スクール及びその関係者は、重大な過失があった場合を除き一切責任を負わないものとする。

第11条 [免責事項]

本スクール会員は、本スクール活動中における盗難、傷害、その他の事故について、本スクール及びその関係者に重大な過失があった場合を除き、本スクール及びその関係者に対して損害賠償を請求することができない。

第12条 [休校・閉鎖]

天災地変、社会情勢の変化、利用施設の理由、その他通常のスクール運営の継続が不可能となった場合は、本スクールを休校、もしくは閉鎖することがある。

第13条 [写真・映像の使用]

本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像をの「F C みなど-G R A W サッカースクール」ホームページ、他プロモーション等に使用できるものとする。

第14条 [個人情報の取り扱い]

本スクールは、法令を遵守し、本スクールの活動目的以外には個人情報は使用しないものとする。

第15条 [改正および細則]

本スクールは、必要に応じて本規約を隨時改正することができるとともに、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

附則 本規約は2020年5月1日から施行する。